『裁判員』に選ばれたとき、あなたは・・・。

春木 幸裕

NTT労働組合・企画組織部長

本年5月21日から実施となった『裁判員制度』。一定の要件はあるものの、紙一枚の通知で誰もが否応なく「刑事裁判」に参加しなくてはならない制度。この『裁判員制度』をテーマとした調査研究報告が、情報労連・NTT労組弁護団(全都道府県に配置、総勢61名)の東北エリア弁護団6名により取りまとめられた。

今回の調査研究テーマとなった『裁判員制 度』は、多くの問題点を内包してスタートした だけに、情報労連・NTT弁護団の中にあって も、かなりの弁護士が『裁判員裁判』に批判的 であったが、制度そのものの是非について論評 するのではなく、「誰もが裁判員となる可能性 がある以上、情報労連・NTT労組組合員に、 現行法のもとでの、あるべき裁判員像を呈示す る必要がある」との観点に立ち、 調査研究報 告書を将来「裁判員」になりうる組合員向けと して活用できるものとすること、 組合員たる 裁判員には「刑事裁判」の原則を充分理解して もらい、良心的裁判員として参加してもらうこ に重きをおくとともに、弁護側から見た 制度の問題点と関連する課題を浮き彫りにする 内容で取りまとめられた。

そのなかで、「裁判員制度は、裁判員が裁判官とともに、有罪無罪のみならず刑量まで決める世界に例のない制度で、被疑者・被告人の『権利擁護』という観点からすると、かなり多くの問題を含んだ制度」と指摘している。「罪を犯して者に『権利擁護』の必要はあるのか?」と問いたくなるだろうが、科学的捜査力のある現代でも冤罪が発生していることなどからしても(例えば、「氷見事件」や「足利事件」など)たとえ被疑者・被告人であって「権利擁護」を置き去りにした裁判ではあって

はならないと強調している。

現実的に、近代刑事裁判は「疑わしきは被告人の利益に」という原則のもとで行なわれており、また、 検察官(行政)と裁判官(司法)の分離、 検察官の立証責任、 弁護人選任権(憲法37条3項、34上) 黙秘権(憲法38条) 罪刑法定主義(憲法39条) 法定手続の保障(憲法31条) 令状主義(憲法33条乃至る35条) は、『人権侵害』や『刑罰の濫用』を防止するための取り決めである。

刑罰は、受ける人にとっては重大な不利益を 及ぼすものであり、重大な人権侵害に関わる以 上、刑罰が濫用されるような事態はあってはな らず、もし、無実の人が処罰された場合、その 人の人生を台無しにすることとなる。

被害者の示す報復感情や社会感情からすれば「疑わしきは処罰すべき」となりがちだが、人権侵害の防止からも、人に刑罰を追わせるには慎重の上にも慎重を重ねなければならず、また、立証がなければ、いかに疑わしくとも無罪となるという近代刑事裁判・刑法の原則をしっかりと理解して裁判に臨むことが重要と説いている。

合わせて、「国民の司法参加」の名の下で実施されている裁判員裁判で、冤罪が発生することを防止するためにも、取調の全過程の可視化や検察官手持ちの証拠の全面開示、自白偏重の廃止と客観的証拠の重視等の改革をさらに一層推し進める必要があることも強く指摘している。

限られた紙面であり、調査研究報告書に記された制度の問題点までは記述できないが、「自信をもって裁判員として裁判に参加するために、裁判員としての任務を果たした充実感と誇りが抱けるように」とまとめられた貴重な調査研究報告を、組合員のために活かしていきたい。